平成２６年（フ）第４４号
熊本県天草市牛深町1090番地須口団地３―401号
破産者　村中　金也
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第４５号
熊本県天草市倉岳町棚底2682番地６　棚底第１団地101号、前住所大阪府大阪市城東区諏訪２丁目６番３―504号
破産者　吉末　　武
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９５号
栃木県足利市本城１丁目1633番地１
破産者　小林　福藏
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２０号
群馬県桐生市東４丁目６番24号、開始決定時の住所群馬県桐生市川内町３丁目524番地の１
破産者　深井　準一
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第１５０７号
札幌市手稲区富丘２条３丁目３番11号　ロイヤルハウス富丘Ｄ―202号
破産者　石澤　政広
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２９５号
札幌市東区北22条東17丁目３番30―301号
破産者　倉内　　学
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１７号
さいたま市大宮区三橋１丁目1219番地１　花梨Ｉ番館105号室、旧住所さいたま市大宮区三橋１丁目1129番地５　サンブリッジ弐番館11
破産者　橋村真理子（旧姓二本柳）
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２０号
埼玉県川越市的場１丁目23番地２　メゾンサンライズ103号室、旧住所埼玉県川口市芝１丁目26番２―306号ルミエール１番館
破産者　山口　高明
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３０号
埼玉県桶川市朝日１丁目12番18号　大野コーポ朝日101、住民票上の住所埼玉県桶川市鴨川１丁目９番９号　パレーシャル鴨川101号
破産者　鈴木　良子
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１９号
さいたま市西区三橋６丁目1737番地13
破産者　時田　功子
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２０６８号
横浜市戸塚区戸塚町1905番地２
破産者　斎藤　梨沙
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８号
長野県飯山市大字緑383番地１
破産者　関　　孝和
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２３５号
大阪市西成区梅南３丁目６番28号
破産者　高橋　隆一
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４００号
大阪市城東区野江２丁目17番13号　マンションやまと野江305号室、前住所大阪市北区長柄東１丁目２番13―213号
破産者　山下　増宏
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７１８号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番３―204号
破産者　山岡　成人
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９３１号
大阪府高槻市野田２丁目19番５号ステートハイツ201号
破産者　スタジオＹＵＭＯこと　湯村　正一
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２４６号
大阪府吹田市藤白台３丁目５番３―1107号
破産者　小嶋　久幸
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７４５号
大阪府東大阪市若江西新町１丁目５番45号シャトー新町503号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市西堤本通東３丁目３番33号
破産者　田中小知子
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０９２号
大阪市福島区鷺洲３丁目10番11号　ハイツニチカンⅡ―2601号
破産者　花瑞樹こと　久保田利子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部